

いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業 業務委託 仕様書

1. 業務概要

(1)業務名

いじめ未然防止事業に係る動画等作成業務

(2)業務目的

近年、埼玉県内におけるいじめの認知件数が増加しており、初期対応の遅れが重大事態に発展するケースも見られる。

こうした事態を未然に防ぐため、児童生徒がいじめの構造的理解とストレスマネジメント能力を身に付けること、教職員がいじめの兆候に気付き、適切に対応する力を養うことを目的とした教育プログラムの開発を行う。

本業務では、県内の小・中・高等学校に向け、児童生徒・教員双方の学習効果を高める動画教材とワークシートを含む教育パッケージを開発・提供することを目的とする。

(3)契約期間

契約締結の日から令和7年12月31日(水)まで

(4)委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日(水)まで

(5)スケジュール

事業全体の想定スケジュールは以下のとおりとする。

なお、具体的な実施日時については、発注者と受注者の協議による。

- ・ ・ ～9 月末:動画・教材制作完了、校了
- ・ ・ 10 月上旬:各校への事前説明および研修支援
- ・ ・ 11 月:モデル校にてプログラムを実施
- ・ ・ 12 月:フィードバック反映と報告書提出

(6) 留意事項

- ・ 受託者は本業務において知り得た情報等について、他に漏洩することなく適切に処理しなければならない。
- ・ 本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を遂行する。

2. 委託業務の内容

(1)教育プログラムの全体設計と進行計画の策定

- ・ 業務全体の設計と工程表(スケジュール)の作成教材制作における各フェーズの責任体制と進捗管理方法の整理
- ・ 教育効果を最大化するための指導計画・活用フローの設計
- ・ 教員のいじめ指導力向上につながる実践的な構成とすること

(2)教育プログラム企画・教材制作

- ・ 以下の対象別・テーマ別に合計 9 本の授業用動画を企画・制作すること

◆対象:

- 1.小学校低学年向け
- 2.小学校高学年向け
- 3.中高生向け

◆各対象に対する 3 テーマ:

- 1.いじめの理解(法的な定義、加害構造、傍観者・観衆の役割)
- 2.ストレスの理解(ストレスの仕組み、ストレスの軽減方法)
- 3.ストレスへの対処法(様々なストレス対処法の理解、習得)

- ・ 動画の再生時間は 5～10 分を上限とし、授業時間内で活用できる長さとする。

- ・ 各動画に対応した以下の教材を作成すること:

- 1.指導案(授業の進め方、話し合いの問い、注意点など)
- 2.生徒用ワークシート(ワーク形式での理解深化を促す)
- 3.教員向け教材活用ガイド

(3)動画の技術仕様と納品形式(想定)

- ・ フォーマット:MP4(H.264)、音声:AAC
- ・ サイズ:1980×1080px(16:9)、1280×720px(16:9)の2形式

(4)プログラム実施体制および連携

- ・ 各分野の専門家が内容監修・開発に関与し、教育課程との整合性を確保すること(教科横断的視点を含む)。
- ・ 動画・教材制作は企業が担当し、開発から実施、効果検証に至るまで一体的に遂行する体制を構築すること。
- ・ プログラム実施後に学校現場へのアンケート等による使用実態ヒアリングを行い、改善提案等を行うこと。
- ・ プログラム作成段階において、内容や進捗の確認を県教育委員会と必要に応じて実施すること。

(5)人員配置・進捗管理体制

- ・ 教育プログラム全体を統括する責任者を配置し、委託者との連絡・調整窓口を担うこと。
- ・ 各工程において明確な役割分担(責任者・進捗管理者)を行い、2 名以上によるダブルチェック体制を確保すること。
- ・ 校了までの工程において品質確認を徹底し、月 1 回以上の進捗報告ミーティングを実施すること。

3. 成果物とその他の条件

《成果物》

- ・ ・ 授業用動画 9 本(MP4 形式)
- ・ ・ 指導案 9 種(PDF 形式及び Word 形式)
- ・ ・ ワークシート 9 種(PDF 形式及び Word 形式)

《その他の条件》

- ・ 受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応する。動画の技術形式については、予算の範囲内で県との協議によって決定する。

4. 著作権・個人情報管理等

- ・ 埼玉県及び文部科学省(以下「県等」)に帰属し、県等は受託者に許可を得ることなく、手段を問わず二次利用できるものとする。
- ・ 受託者は、県等が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、音声等で第三者が権利を有する者を使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用料の負担等責任はすべて受託者が負うこと。
- ・ なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料については、権利は第三者が引き続き有するが、県等は受託者に許可を得ることなく無償で手段を問わず二次利用できるものとする。
- ・ 本事業により作成された動画・教材等の著作権は埼玉県に帰属する
- ・ 動画等制作にあたり第三者著作物を使用する場合は正当な許諾を取得すること
- ・ 個人情報保護法等を遵守し、必要に応じて秘密保持契約を締結すること

5. その他留意事項

- ・ 教材の内容は、学年特性に応じた言葉・表現とすること。
- ・ インクルーシブ教育の観点から、ユニバーサルデザインに配慮した構成とする。

- ・ 映像表現・登場人物等において差別的・暴力的な表現を避けること。
- ・ 映像制作に関しては、児童生徒が自分事として受け止められる演出とすること。
- ・ 受託者は本業務において知り得た情報等について、他に漏洩することなく適切に処理しなければならない。
- ・ 本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を遂行する。
- ・ 各分野の専門家との打ち合わせ等に係る費用は受託者の負担とする。
- ・ 本業務は文部科学省委託事業「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を活用して委託するものである。受託者は本業務の一部または全部を第三者に委託してはならない。
- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。